

倉敷市船穂高齢者支援センター（地域包括支援センター）重要事項説明書  
（指定介護予防支援）  
（指定介護予防ケアマネジメント）

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
（倉敷市指定 第 3300200247 号）

当事業所は、ご契約者に対して指定介護予防支援及び指定介護予防ケアマネジメントによるサービス（以下「サービス」と言います。）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当サービスの利用は、要介護認定の結果「要支援」と認定された方、倉敷市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」と言います。）の対象者及び要支援者のうち予防給付を受けず総合事業におけるサービスを利用する方が対象となります。

◆◆目次◆◆

|    |                |   |
|----|----------------|---|
| 1  | 事業者            | 1 |
| 2  | 事業所の概要         | 2 |
| 3  | 事業実施地域及び営業時間   | 2 |
| 4  | 職員の体制          | 2 |
| 5  | 事業所が提供するサービス   | 3 |
| 6  | 利用料金等          | 4 |
| 7  | 業務の委託          | 4 |
| 8  | 担当職員の交代        | 4 |
| 9  | サービス提供時の事業者の義務 | 4 |
| 10 | 損害賠償           | 5 |
| 11 | 契約の終了等         | 5 |
| 12 | 秘密保持           | 6 |
| 13 | 事故発生時の対応       | 6 |
| 14 | 苦情の受付          | 6 |

1 事業者

- （１）法人名                      社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会  
（２）法人所在地                岡山県倉敷市笹沖１８０番地

- (3) 電話番号 086-434-3301  
 (4) 代表者氏名 会長 中 桐 泰  
 (5) 設立年月 昭和62年4月1日

## 2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護予防支援事業所 平成18年4月1日  
 倉敷市介護予防・日常生活支援総合事業所 平成28年3月1日  
 (2) 事業の目的 介護保険法及び関係法令等の趣旨を遵守し、契約者が有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、適切なサービスを提供することを目的とする。  
 (3) 事業所の名称 倉敷市船穂高齢者支援センター  
 (4) 事業所の所在地 岡山県倉敷市船穂町船穂1861番地1  
 (5) 電話番号 086-552-9005  
 (6) 事業所長（管理者）朝原 義之  
 (7) 開設年月 平成18年4月1日

## 3 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 倉敷市船穂町  
 (2) 営業日及び営業時間

|      |                                                   |
|------|---------------------------------------------------|
| 営業日  | 月～金（ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く） |
| 営業時間 | 月～金 8時30分～17時15分                                  |

※ 事業所の電話は、休日・夜間も含めて24時間対応となっています。

## 4 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

### ＜主な職員の配置状況＞

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職種          | 常勤 | 非常勤 |
|-------------|----|-----|
| 1 事業所長（管理者） | 1  |     |
| 2 主任介護支援専門員 | 1  |     |
| 3 介護支援専門員   |    | 1   |
| 4 社会福祉士     | 1  |     |
| 5 保健師       | 1  |     |

## 5 事業所が提供するサービス

### (1) 介護予防サービス・支援計画書の作成

ア 事業者は、保健師その他指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する知識を有する職員（以下「担当職員」と言います。）に、介護予防サービス・支援計画書の作成に関する業務を担当させます。

イ 担当職員は、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等を含めて、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービスが総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、介護予防サービス・支援計画書を作成します。

ウ 担当職員は、契約者の心身の状況や置かれている環境等を把握した上で、介護予防サービス・支援計画書にご契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込みます。

エ 担当職員は、介護予防サービス・支援計画書について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、ご契約者の同意を得た上で決定するものとします。

### (2) 介護予防サービス・支援計画書作成後の対応

ア ご契約者及びその家族等並びに指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行い、介護予防サービス・支援計画書の実施状況を把握します。

イ 介護予防サービス・支援計画書の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。

ウ ご契約者の意思を踏まえて、要支援認定の更新申請及び要介護認定申請等に必要な援助を行います。

### (3) 介護予防サービス計画の変更

ご契約者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望する場合又は事業者が介護予防サービス・支援計画書の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき介護予防サービス・支援計画書を変更します。

### (4) 介護予防サービス計画の評価

担当職員は、介護予防サービス・支援計画書に位置づけた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価を行います。

### (5) 介護保険施設の紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、ご契約者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行います。

## 6 利用料金等

(1) 事業所が提供するサービスの利用料金については、介護保険又は倉敷市から給付されますので、ご契約者のご負担はありません。

## **7 業務の委託**

- (1) 事業所は、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託する場合があります。
- (2) 委託業務の実施に当たっては、契約書第11条に定める守秘義務を守ります。

## **8 担当職員の交替**

- (1) 事業者の都合により、担当職員を交替することがあります。ただし、担当職員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
- (2) ご契約者が担当職員の交替を希望する場合は、当該担当職員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して担当職員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の担当職員の指名はできません。

## **9 サービス提供時の事業者の義務**

- (1) 事業者は、ご契約者に提供する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの実施に関する諸記録を整備し、その書類を使わなくなった日から5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧に供し、複写物を交付します。
- (2) 事業者は、ご契約者が他の介護予防支援事業者等の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- (3) 事業者は、サービスを提供するに当たって知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。これは、契約が終了した後も同様とします。ただし、サービス担当者会議での利用等正当な理由がある場合には、ご契約者又はその家族等からあらかじめ文書で同意を得て、ご契約者又はその家族等の個人情報を使用することができるものとします。
- (4) 介護予防サービス計画の作成にあたって利用者は担当職員に対して複数の指定介護予防サービス事業所等の紹介を求めることができます。また、介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

## 10 損害賠償

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

## 11 契約の終了等

### (1) 契約期間

契約期間は、契約締結の日から契約者の要支援認定の有効期間満了の日又は介護予防マネジメントによるサービス提供期間までとします。ただし、契約期間満了の日までにご契約者からの意思表示がない場合は、契約は自動更新されます。

### (2) ご契約者の中途解約

ご契約者は、次の場合には、文書又は口頭で直ちに契約を解約できます。

- ア 事業者が作成した介護予防サービス・支援計画書に同意できない場合
- イ 介護保険法その他関係法令等の改正による利用料金の変更について同意できない場合

### (3) ご契約者の契約解除

ご契約者は、次の場合には、契約を解除することができます。

- ア 事業者が正当な理由なく契約に定めるサービスを提供しない場合
- イ 事業者が守秘義務に違反した場合
- ウ 事業者がご契約者又はその家族等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

### (4) 事業者の契約解除

次の場合には、契約を解除させていただく場合があります。

- ア ご契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約に継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- イ ご契約者が故意又は重大な過失により、事業者又は担当職員の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

### (5) 契約の終了

次の場合には、契約は終了します。

- ア ご契約者が死亡した場合
- イ ご契約者が介護予防支援対象者で、要介護認定区分が自立又は要介護と認定された場合
- ウ ご契約者が介護予防ケアマネジメントの対象者で、要介護認定区分が要介護と認

定された場合

エ ご契約者が介護保険施設に入所した場合

オ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

カ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

キ ご契約者が解約又は契約解除を申し出た場合

ク 事業者が契約解除を申し出た場合

## 1 2 秘密保持

事業者は、業務上知り得た契約者や家族などの秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。契約終了後も同様です。

## 1 3 事故発生時の対応

- (1) サービス提供中に事故が発生した場合は、ご契約者のご家族、担当の居宅介護支援事業者等に早急に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所の責により、ご契約者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償します。

## 1 4 苦情の受付

### (1) 当事業所の苦情の受付窓口

(苦情受付担当者) 朝原義之 (管理者)

(電話) 086-552-9005

(受付時間) 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15

※ 苦情の処理手順は、「別紙1」のとおりです。

### (2) その他の苦情受付機関

○倉敷市役所 介護保険課

(住所) 岡山県倉敷市西中新田640番地

(電話) 086-426-3343

(受付日時) 毎週月曜日～金曜日 (土・日・祝祭日は除く)  
8:30～17:15

○岡山県国民健康保険団体連合会

(住所) 岡山県岡山市北区桑田町17番5号

(電話) 086-223-8811

(受付日時) 毎週月曜日～金曜日 (土・日・祝祭日は除く)  
8:30～17:00

令和 年 月 日

指定介護予防支援・指定介護予防ケアマネジメントによるサービス（以下「サービス」と言います。）の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項と個人情報利用の説明を行いました。

社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会

会長 中桐 泰

（説明者） 地域包括支援センター倉敷市船穂高齢者支援センター

氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始及び下記の個人情報の取扱いについて同意いたします。

## 記

### 1 個人情報の使用目的

- （１）サービスの提供を受けるに当たって、担当職員とサービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、契約者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
- （２）担当職員又はサービス事業者との連絡調整のために必要な場合
- （３）現にサービスの提供を受けている場合で、契約者が体調等を崩し又はけが等で病院へ行った時に医師・看護師等に状態を説明する場合

### 2 使用する条件

- （１）個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に漏洩することのないよう細心の注意を払う。
- （２）個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

契約者（本人）

住所 倉敷市船穂町

氏名

印

契約者家族

住所

氏名

印

（続柄

）